様式第83の９（第132条の８関係）

卸電力取引所事業計画（収支予算）変更認可申請書

年　　月　　日

殿

申請者の住所
申請者の名称　　印
代表者の氏名

電気事業法第99条の６第１項後段の規定により、下記のとおり事業計画（収支予算）の変更の認可を受けたいので申請します。

記

１．変更の内容
２．変更の理由

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
　　２　変更の明細を記載した書面を添付すること。
　　３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第83の10（第132条の10関係）

市場開設業務休止（廃止）許可申請書

年　　月　　日

殿

申請者の住所
申請者の名称　　印
代表者の氏名

電気事業法第99条の７第１項の規定により、下記のとおり市場開設業務の一部（全部）の休止（廃止）の許可を受けたいので申請します。

記

１．休止（廃止）しようとする市場開設業務の範囲
２．休止（廃止）しようとする年月日
３．休止しようとする場合にあっては、その期間
４．休止（廃止）の理由

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第83の11（第132条の11関係）

役員選任（解任）認可申請書

年　　月　　日

殿

申請者の住所
申請者の名称　　印
代表者の氏名

電気事業法第99条の８の規定により、別添のとおり卸電力取引所の役員の選任（解任）の認可を受けたいので申請します。

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第八十四を次のように改める。

様式第84（第133条関係）

表面

第　　号

電気事業法第107条の規定による立入検査証

写真

押出スタンプ

職名

氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者　　印

裏面

電気事業法抜すい

第107条　主務大臣は、第39条、第40条、第47条、第49条及び第50条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　経済産業大臣は、第１項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。

５　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

６　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録安全管理審査機関又は登録調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

７　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は卸電力取引所の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第117条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十　第107条第１項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第119条の２　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

四　第107条第５項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第119条の３　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

五　第107条第７項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第120条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

八　第51条第３項、第52条第３項、第54条若しくは第55条第４項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第２項から第４項まで若しくは第６項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者